

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年3月 25 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 9件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500854号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500265号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月15日及び平成19年7月15日は33万円、同年12月15日及び平成20年7月15日は35万円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における標準賞与額を平成20年12月15日は37万円、平成21年7月15日は35万円、同年12月15日は37万円、平成22年7月15日は35万円、同年12月15日及び平成23年7月15日は37万円、同年12月15日は38万円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月15日、平成21年7月15日、同年12月15日、平成22年7月15日、同年12月15日、平成23年7月15日及び同年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年12月
② 平成19年7月
③ 平成19年12月
④ 平成20年7月
⑤ 平成20年12月
⑥ 平成21年7月
⑦ 平成21年12月
⑧ 平成22年7月
⑨ 平成22年12月
⑩ 平成23年7月
⑪ 平成23年12月

A社及びB社に勤務していた元同僚の賞与記録が訂正されたことにより、自身の賞与記録について確認のお知らせ(文書)が届いた。

年金記録を確認したところ、A社及びB社から支給を受けた賞与のうち、請求期間①から⑨までの各期間の賞与に係る記録が無く、請求期間⑩及び⑪の各期間の賞与に係る記録は、

年金額に反映しない記録となっていることが分かった。

所持している賞与明細書を提出するので、請求期間①から⑩までの各期間に支給を受けた賞与について、年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までについて、請求者から提出された賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票並びにA社から提出された同社及びB社の賃金台帳から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間における賞与支給日について、A社の経理担当者は、「A社の請求期間における賞与支給月日は、夏期賞与が7月15日、冬期賞与が12月15日である。」旨陳述していることから、請求期間①から④までにおける賞与支給日は、いずれも15日とすることが妥当である。

以上のことから、請求期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日及び平成19年7月15日は33万円、同年12月15日及び平成20年7月15日は35万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑤から⑩までについて、請求者から提出された賞与明細書及び給与所得の源泉徴収票並びにA社から提出されたB社の賃金台帳から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間における賞与支給日について、B社の経理担当者は、「B社の請求期間における賞与支給月日は、夏期賞与が7月15日、冬期賞与が12月15日である。」旨陳述していることから、請求期間⑤から⑩までにおける賞与支給日は、いずれも15日とすることが妥当である。

以上のことから、請求期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月15日は37万円、平成21年7月15日は35万円、同年12月15日は37万円、平成22年7月15日は35万円、同年12月15日及び平成23年7月15日は37万円、同年12月15日は38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑤から⑩までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑤から⑨までに係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出していないことを認めており、また、請求期間⑩及び⑪については、同届を、年金事務所に対し当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出していることから、社会保険事務所及び年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500855号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500093号

第1 結論

昭和52年4月から昭和56年9月までの請求期間及び昭和59年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年4月から昭和56年9月まで
② 昭和59年4月から昭和61年3月まで

私は、国民年金に加入した時期は覚えていないが、両親の仕事を手伝っていたので、両親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

請求期間①及び②当時、私は子育てで忙しく、夫に国民年金の手続を任せていたが、夫は、夫婦一緒に国民年金保険料の免除申請手続を行ったと言っている。

請求期間①及び②について、年金記録では、夫は申請免除期間になっているのに、私は申請免除期間となっていないことは納得できないので、よく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、請求者の夫が、夫婦一緒に免除申請手続を行ったと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の夫の当該期間は申請免除期間と記録されている。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金保険料の免除申請手続について関与しておらず、当該申請を行ったとする請求者の夫は、「夫婦一緒に免除申請を行ったはずである。」旨陳述しているが、当該期間に係る免除申請についての記憶は明確でなく、当該期間当時の状況が不明である。

また、請求期間①について、A県B市C区の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、請求者の請求期間①に係る納付状況欄には免除の記録は見当たらず、国民年金保険料の未納を示す空欄となっており、当該記録は請求者の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びオンライン記録と一致している。

さらに、請求期間②について、改製原戸籍の附票を見ると、請求者は、昭和57年12月19日にB市C区からA県D市に転居しているところ、請求者に係る特殊台帳を見ると、同市への転入記録は無く、昭和59年11月7日に不在決定されたことが記載されている上、オンライン記録によると、平成19年8月に所在が判明したことによってB市C区からD市に国民年金上の住所を変更したことが記録されている。このことから判断すると、請求者について、D市においては当該所在判明まで国民年金被保険者として管理していないため、請求者の夫と共に免除申請を行えなかったものと考えられる。

加えて、請求期間①及び②は合計すると6年6か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料免除の記録が全て欠落する可能性は低いものと考えられる上、請求者が当該期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間について、請求

者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500819号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500094号

第1 結論

昭和41年7月から昭和43年3月までの請求期間及び同年4月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年7月から昭和43年3月まで
② 昭和43年4月から昭和51年3月まで

昭和43年5月に結婚後、妻が私の国民年金の加入手続を行った。

請求期間①の国民年金保険料は、国民年金加入後に、A県B市の集金人から、「未納分の保険料を遡って納付してください。」と言われたため、妻が遡って一括納付した。また、請求期間②の国民年金保険料についても、妻が定期的に自宅に来ていた同市の集金人に納付していた。

請求期間②当時、妻が「あなたの国民年金保険料をきちんと納付している。」と言っていたことを覚えている上、妻の年金記録は、昭和46年12月に会社を退職後の国民年金保険料が納付済みとなっており、妻が私の分も一緒に納付してくれたはずであるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和43年5月の結婚後に国民年金に加入し、請求期間①の国民年金保険料は妻が一括して納付し、請求期間②の国民年金保険料についても妻が定期的に集金人に納付した。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の妻は、請求期間②のうち、昭和46年12月以降の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月2日にB市において払い出されているものの、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月8日に同市において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年4月頃に行われたものと推認でき、このことは、昭和43年5月頃に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述と符合しない。

また、前述の国民年金に係る加入手続時点(昭和51年4月)において、請求期間①の全て及び請求期間②のうち大半の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができず、一部の期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるが、請求者は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、これらを行ったとされる請求者の妻は既に亡くなっていることから、当該事情について確認することができない。

さらに、請求者の陳述するおりに請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の住所地である

B市において払い出された国民年金手帳記号番号を視認により縦覧調査したが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求期間②は8年と長期間であり、市の集金人を通じて納付したとする国民年金保険料の記録が複数年度にわたって全て欠落することは考え難い上、請求者の妻が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500630号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500095号

第1 結論

昭和48年4月から昭和49年4月までの請求期間、同年11月から昭和50年3月までの請求期間及び昭和59年1月から平成2年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年4月から昭和49年4月まで
② 昭和49年11月から昭和50年3月まで
③ 昭和59年1月から平成2年9月まで

請求期間①及び②について、私は、国民年金の加入手続のことについてはよく覚えていないが、A県B市に居住していた結婚するまでの期間の国民年金保険料は、主に父が自宅に来ていた集金人に納付してくれており、具体的な時期は覚えていないが、私自身も集金人に納付した記憶がある。

請求期間③について、昭和58年10月の結婚に伴いC県D市に転居してからは、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を送付されてきた納付書により納付しており、夫は一部の期間を除き国民年金保険料が納付済みになっているのに対し、私は未納期間及び申請免除期間と記録されている。

請求期間①及び②の国民年金保険料は父が納付してくれていたと思う。また、請求期間③の国民年金保険料については、私が自分の分だけ納付しないということは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る国民年金保険料を納付したとされる請求者の父は、当該期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合に払い出される請求者の国民年金手帳記号番号は、請求期間①及び②後の昭和54年3月1日にB市において払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年1月頃に行われたものと推認できる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、国民年金被保険者資格の最初の取得年月日は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の昭和54年1月11日と記録されている上、請求者が所持する年金手帳の国民年金に係る「初めて被保険者となった日」にも同日が記載されている。これらのことを踏まえると、請求期間①及び②は国民年金に加入していない期間であり、請求者の父は、当該国民年金手帳記号番号によって請求者の当該期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名で氏名検索を行ったほか、

国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者は、請求期間①及び②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付のほとんどに関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父は既に亡くなっていることから、当該期間当時の事情について確認することができない上、請求者の父が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

次に、請求期間③について、請求者は、請求者の夫の分と一緒に国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者の夫は、請求期間③の大部分の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、戸籍の附票を見ると、請求者は、昭和58年10月11日にD市へ転居していることが確認できるところ、請求者が所持する国民年金に係る年金手帳を見ると、B市からD市への住所変更手続が行われた記載は見当たらず、請求者に係る特殊台帳によると、B市からD市への住所変更が昭和59年2月に職権によって行われた旨の押印が確認できるなど、請求者は、D市への転入に伴う国民年金の手続を行っていなかった事情がうかがえる。

また、請求者に係る特殊台帳によると、請求期間③の始期である昭和59年1月の「保険料に関する記録」欄に、国民年金保険料が未納であるため昭和59年度に納付催告が行われたことを示す「59催」の押印が確認できるところ、請求者は、国民年金保険料の遡及納付についてはっきり覚えていない旨陳述しているなど、請求期間③当時における請求者の記憶は明確でないほか、請求者に係るD市の国民年金電算記録を見ても、当該期間の国民年金保険料が納付された記録は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間③のうち、昭和60年10月から昭和61年3月までの期間について申請免除期間と記録されており、請求者は、当該申請免除の記憶は無い旨陳述しているが、当該免除期間の申請年月日は昭和61年1月27日、処理年月日は同年3月7日と当該記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、請求期間③は6年9か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500804号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500263号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(請求期間当時は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年9月1日から同年12月1日まで

A社に勤務していた請求期間中の昭和53年11月5日に交通事故に遭い入院した。会社に健康保険証を交付するよう依頼したところ、会社が私を社会保険に加入させていないにもかかわらず、私の給与から社会保険料を控除していたことが分かった。

A社が、私の厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行わなかったことについて、私に落ち度は無く、給与から社会保険料が控除されていたことは事実なので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社が経営するC事業所に勤務したと主張しているが、雇用保険の記録において、請求者の請求期間に係る被保険者記録は見当たらない。

また、A社の役員であり、事務責任者であったとする者は、「A社はC事業所を経営していたが、当該経営権を既に他社に譲渡し、事業を廃業してから10年以上が経過しており、当時の書類は一切残っていない。したがって、請求者の勤務実態、給与支給額及び厚生年金保険料の控除を確認することはできないが、請求期間当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。請求期間から数年後に、経営上の都合により厚生年金保険に加入したが、厚生年金保険に加入する前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨陳述している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和55年5月1日であるところ、同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元従業員に照会したが、請求者を記憶している者はいない上、このうちの一人は、「私は昭和48年頃にA社に入社したが、入社時には社会保険に加入していなかった。入社後、何年かしてから社会保険に加入したが、加入する前に給与から社会保険料は控除されていなかった。」旨陳述しており、昭和51年及び昭和54年4月にそれぞれ入社したとする別の二人は、「A社に入社した時は社会保険に加入しておらず、昭和55年5月頃に社員全員が一斉に加入した。」旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間中に交通事故に遭い、自動車損害賠償責任保険の保険金の支払を受けていることから、当時加入していた健康保険等が分かる資料として当該保険金の支払報告書を提出しているが、当該保険契約を取り扱った保険会社は、「当該支払報告書からは、請求者が加入していた健康保険の種類及び休業損害賠償請求の有無は分からない。休業損害賠償請求の際に提出されたと考えられる請求者の収入証明等の書類の有無についても、保存期限が経過しており、資料が無く確認できない。」旨回答している。

なお、請求者が請求期間当時の事情を知る者として、A社の同僚の名前を挙げているが、当

該同僚については、生年月日等が不明のため同人を特定することができないことから、事情照会ができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500786号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500264号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年1月31日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社における被保険者資格喪失年月日が、昭和55年1月31日となっているとの回答であった。しかし、私は、同社を同年2月末日付で退職したため、厚生年金保険の資格喪失年月日は同年3月1日となるはずである。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、有給休暇取得後の昭和55年2月末日にA社を退職することを同社C支店の人事課長に申し出て、同日付け退職の承認を得た旨主張しているところ、同社の複数の同僚は、「請求者は、有給休暇を消化して、昭和55年2月末に退職したと記憶している。請求期間当時、A社では、有給休暇を消化してから退職することは通例だった。」旨陳述している。

しかしながら、請求期間当時のA社C支店の人事担当者であったとする者は、請求者の請求期間に係る有給休暇の消化及び退職日等について記憶しておらず、同社における請求者の退職日を特定することができない。

また、企業年金連合会から提出された請求者に係るD厚生年金基金の記録によると、当該厚生年金基金における請求者の加入員資格喪失年月日は、昭和55年1月31日であり、オンライン記録のA社における請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と一致している上、雇用保険の記録における請求者の離職日も整合している。

さらに、B社は、「請求期間当時の資格喪失届等の資料は保存していないが、当社のデータによると、請求者は、昭和55年1月30日退職と記録されている。請求者の資格喪失に係る厚生年金基金の記録と雇用保険の記録が整合しているのであれば、請求者の退職日に係る当社の記録に間違いはない。請求者について、当該退職日に基づく届出を行ったと思われる。」旨回答している。

加えて、請求者及びB社は、請求期間当時の給与明細書、賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求期間当時の請求者の勤務実態、給与支給及び厚生年金保険料の控除を確認することができない上、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の記録に訂正等の形跡は無く、請求者に係る年金記録管理に不自然な点は見当たらない。

また、請求者の請求期間に係る住民税情報及び源泉徴収票等について、関係機関に照会したが、保存期間経過のため確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500848号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500266号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年8月から平成2年まで

② 平成5年11月から平成6年12月まで

請求期間①については、A社の正社員としてD社においてE業務等に従事し、請求期間②については、C事業所においてF業務に従事していたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、請求期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録により、請求者が昭和63年8月15日から平成2年7月20日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「請求期間①当時の資料を保存していないため、請求者の請求期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間①における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間①当時、A社は、G厚生年金基金及びH健康保険組合に加入していたところ、それぞれの加入記録を引き継いでいる企業年金連合会及びI健康保険組合は、いずれも「請求者の請求期間①における加入記録は確認できない。」旨回答している。

なお、請求者は、請求期間①当時、A社の正社員としてD社において勤務したとしているため、請求者の請求期間①における勤務状況についてD社に照会したところ、同社の人事担当者は、「当時の資料を保存していないため確認できない。」旨陳述している。

請求期間②について、雇用保険の加入記録等から判断すると、請求者が少なくとも平成6年2月1日から同年12月31日までの期間において、J市にあったC事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間②当時、前述のC事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、J市の担当者は、「C事業所は平成20年5月31日に廃止されている。」と陳述している上、行政機関が保管する情報及びオンライン記録によると、請求期間②当時のC事業所の事業主及び同事業所の承継者は死亡していることから、請求期間②当時の同事業所における厚生年金保険の取扱い及び請求者に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500747号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500267号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年5月1日から昭和44年5月30日まで

請求期間において、A社に正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は、昭和43年7月13日に設立後、昭和49年12月3日に解散しており、設立当時の代表取締役は死亡している上、当該代表取締役の子で、請求期間中の昭和43年11月18日に同社の代表取締役に就任している者(以下「元代表取締役」という。)は、「請求期間のうち私がA社の代表者となるまでの期間において、請求者が同社に勤務していたか否かについては、当時の資料は残っておらず、私もはっきりと覚えていないため分からない。私が同社の代表者となつてからは、請求者は同社に勤務していない。また、厚生年金保険料の控除に関しては、父が給与事務を担当していたため分からない。」旨陳述しており、請求期間に係る請求者のA社における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除状況を確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は昭和44年3月1日から同年5月30日までの期間であり、請求期間のうち昭和41年5月1日から昭和44年2月末日までの期間について同社は厚生年金保険の適用事業所ではないところ、当該名簿の代表者氏名欄に名前が記載されている前述の元代表取締役は、「私がA社に係る社会保険の加入手続を行ったが、当時の資料は残っておらず、詳細は分からない。」旨陳述している。

さらに、前述のA社に係る被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となつた昭和44年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち所在を確認できた元従業員に請求者の同社における勤務状況について照会したところ、回答があつた二人のうちの一人は、「請求者が勤務していた記憶はない。」、ほかの一人は、「請求者を知らない。社長と社長の父のほかにB姓の者がA社において勤務していた記憶はない。」旨それぞれ陳述している。

加えて、前述の回答があつたA社の元従業員二人は、同社が厚生年金保険に加入するまでの期間における厚生年金保険料の控除状況について、「分からない。」と回答している。

また、C市保管の請求者に係る国民健康保険被保険者台帳によると、請求者は、請求期間を含む昭和41年4月16日から平成16年6月3日までの期間において、国民健康保険の被保険者である。

なお、請求者は、請求期間当時の勤務を証明する昭和 41 年 9 月及び昭和 41 年 11 月の A 社の給料支払証明書であるとして 2 枚の用紙を提出しているところ、当該用紙にはそれぞれ、年月、請求者氏名のほか、月給、交通費、健康保険料、厚生年金、失業保険料等の項目ごとに金額が記載されているものの、事業所名が記載されておらず、当該用紙が A 社において発行されたものであるか否かについて、前述の元代表取締役は、「当時は父が経理事務をしていたため分からない。」、前述の回答があった元従業員二人は、「勤務する以前のものであるため分からない。」旨それぞれ回答しており、当該用紙を発行した事業所を特定することができない。

また、請求者は、請求期間当時に自身が取引先に商品を販売した際のものであるとして A 社名及び請求期間当日の日付等が記された納品書（控）及び請求書（以下「納品書等」という。）も提出しているところ、当該納品書等に相手方として記載されている 4 社の総務等の担当者はいずれも、「請求期間当時の資料は保管していない。請求期間当時、A 社と取引があったか否かは不明である。」旨陳述している上、当該納品書等は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認できるものではない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500853号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500268号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年6月から昭和54年4月まで

私は、昭和52年3月頃にA社に就職した後、同年6月頃に事業主宅で何らかの手続を行った。

また、A社には、昭和54年4月頃まで勤務しており、退職の際、事業主の妻からオレンジ色の年金手帳をもらったことを記憶している。

請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の事業主及び請求期間当時においてA社の会計事務を手伝っていたとする者の回答等から、請求者が請求期間頃にA社で勤務していたと推認できる。

しかしながら、B社は、「請求期間当時、A社は個人事業所であり、厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入したのは、A社の後継事業所であるC社(現在は、B社)を設立した後の平成9年11月1日からである。」旨回答しているところ、オンライン記録において、A社が請求期間に厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、B社は、「A社当時の資料は保存していないが、請求期間当時、A社は厚生年金保険に加入していなかったため、請求者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨回答している。

さらに、請求者は請求期間当時の同僚3人の名前を挙げているところ、いずれも姓しか記憶しておらず、当該同僚を特定することができないことから、請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料控除について照会することができない。

なお、請求者は、「A社の退職時に、事業主の妻からオレンジ色の年金手帳をもらった記憶がある。」旨主張しているところ、請求期間当時の事業主の妻は既に死亡しており、当時の状況を聴取できない上、B社は、「請求期間当時、A社は厚生年金保険に加入していなかったため、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っておらず、請求者に年金手帳を渡すことはなかったと思われる。」旨回答している。

また、請求者は、「自身の年金記録について、『D』として、異なる漢字表記で届出されている可能性がある。」旨主張しているところ、オンライン記録において、請求者の主張を含め、複数の漢字表記と読み仮名で氏名検索を行ったが、請求期間において、請求者の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500825号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500269号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年6月頃から同年7月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答があった。

請求期間には、A社のC支店に勤務しており、同社に係る雇用保険の被保険者記録が残っている。

請求期間当時、給与明細書を見て、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを記憶しているので、請求期間を、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社の回答、請求者の雇用保険記録等から、請求者が平成14年6月17日から同年7月8日まで、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は、「社会保険事務所(当時)に対して、請求者の厚生年金保険被保険者の資格に係る届出を行っていない。」旨回答している。

また、B社は、「請求者の給与から、請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している上、同社から提出された「年末調整一覧表(14年分)」を見ると、請求者に係る社会保険給与控除分欄に、880円と記載されているところ、当該控除額は、同一覧表の請求者に係る給料総支給金額欄に記載された14万6,667円に、雇用保険の法定保険料率(6/1,000)を乗じた額と一致しており、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、請求期間当時、A社が加入していたD健康保険組合の担当者は、「A社における請求者の加入記録は見当たらない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。